

香芝市告示 第3号

香芝市収納代理金融機関における税公金の取扱の変更を、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第168条第8項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5年1月18日

香芝市長 福岡 憲宏

1. 対象金融機関名 株式会社 関西みらい銀行
2. 変更開始年月日 令和5年4月1日
3. 変更事項 本市の税公金収納事務のうち、納付書による収納（データ伝送などで納付を受付する「納付書」を含む）の取扱を停止する。